

発行所  
**石川県保険医協会**  
 〒920-0902 金沢市尾張町2丁目8番23号  
 太陽生命金沢ビル8階  
 ☎(076)222-5373 番 FAX(076)231-5156 番  
 URL <http://ishikawahokeni.jp/>  
 E-mail ; [ishikawa-hok@doc-net.or.jp](mailto:ishikawa-hok@doc-net.or.jp)  
 発行人 西田直巳  
 印刷所 ソノタ印刷株式会社  
 購読料 1年間 5,000円(〒共)  
 (\*本紙の購読料は会費に含まれます)



📄 主な記事 📄

- 2面 勤務医リレーコラム
- 3面 小児科医からの発信
- 4面 原発・いのち・みらい
- 5面 診療報酬改定情報

今月の会員数 / 1,022人 (医科724人・歯科298人)



440人が参加した金沢会場  
 (4月29日・石川県地場産業振興センター)



66人が参加した七尾会場  
 (4月29日・ワークパル七尾)

医科 新点数運用説明会

# 質問が多い項目を 重点的に解説

理事 三宅 靖 (金沢市・内科)

二〇一六年度医科診療報酬改定に係る運用説明会が四月二十九日(金・祝)に石川県地場産業振興センターとワークパル七尾で、冒頭、西田会長があいさつに立ち、診療報酬は改定のたびに複雑かつ難解なものとなつてい

るが、会員医療機関が正確に算定できるように、本協会として、最大限の努力を続けていく旨が述べられた。その後、保団連の編集した『新点数運用Q&A』に沿って、三月に開催された新点

に開催された新点に関する質問が非常に多かった。特に「入院点数」や「外来点数」など、かなり難解なところがあり、こちらも詳細な解説がありました。最後に療養担当規則、労働災害診療費算定基準等の変更

## 「熊本地震救援募金」へのご協力をお願い

2016年4月14日から続く熊本地震で、熊本県を中心に甚大な被害が広がっております。被災された方々、ご家族、関係者の皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

このたびの震災により熊本県や大分県の保険医協会会員医療機関にも被害が発生していることから、保団連では、4月17日、住江会長を本部長にした「震災対策本部」を立ち上げ、協会・医会総力を挙げて一刻も早い復興を目指して支援を行うことを決定しました。

このたび、保団連でも救援募金の取り組みを始めましたが、石川県保険医協会でも熊本県などで被災された会員支援のため、独自に「熊本地震救援募金」に取り組むことといたしました。石川県保険医協会が行う本募金は先の東日本大震災時と同様、石川県保険医協会の「特別会費」に位置付けて領収証を発行いたします。

被災会員救援のための募金にご協力のほど何とぞお願いいたします。

- 1. 目的** 本募金は被災会員の激励、救援と診療機能の回復をはかり、被災地域の医療の確保、これらを支える協会機能の再建支援のため、石川県保険医協会の「特別会費」として会員に協力を呼びかけます。集まった募金は、保団連を通じて現地に送ります。
- 2. 募金額** 一口 5,000円 × 口数 (5,000円以下でも構いません)
- 3. 振込先** ■郵便口座：00770-6-1157 ■加入者名：石川県保険医協会 ■通信欄：熊本地震救援募金(1口 5,000円 × 口数)
- 4. 第一次締切** 2016年5月末日

\*手数料は各自負担をお願いいたします。 \*本募金は税務上の寄付金控除等の対象とはなりません。  
 ※本募金を税務上「必要経費」に算入することについては、保団連を通じて税務署等に確認後、後日改めてご案内いたします。

**石川県保険医協会** 〒920-0902 金沢市尾張町2-8-23 太陽生命金沢ビル8階  
 電話 076-222-5373 FAX 076-231-5156

診療報酬改定情報は五面

医心凡語

二月に行われた第四十二回定期総会記念講演の高橋源一郎氏講演会の副題に「まだこの国をあきらめないために」とあった。そこで思い出したのが「あざやかな緑よ 明るい緑よ」で始まる唱歌だ。この唱歌、少し年配の会員ならご存じと思うが、「わかば」という文部省唱歌だ。特筆すべきは、この唱歌が発表されたのが、昭和十七年二月だということだ。その前年には日米戦争が始まっているときに、こんなにも素晴らしい唱歌が作られていたのだ。緑に輝く木々、緑に埋もれた山々や田畑。日本の原風景を歌い上げて、余裕すら感じられるではないか。▼平成二十八年三月二十九日、安全保障関連法が施行された。軍靴が鳴り響いた、いつか来た道を歩もうとしているように思えてならない。しかし、あきらめる必要などない。あの暗い時代ですら、素晴らしい唱歌を子どもたちに与えた日本人だ。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」と日本国憲法の前文に書いてあるではないか。▼日本国憲法は、決して古くさくもないし、時代に合わなくなつていない。もしそのような見えたとすれば、それは政治家たちが、この憲法を生かそうという不断の努力をしなくなつただけなのではないかと思うが、いかがだろうか。

### ご活用ください!

## 『歯科における震災時の対応 ～能登半島地震の体験から～』より 第4部「歯科医院のための震災対応マニュアル」を ホームページに公開しています!

2007年3月25日に発生した能登半島地震。被災した歯科医師より「ぜひこの体験で得たことを次に生かす取り組みを」との提言が寄せられ、本書が編集されました。歯科の震災対応を中心に取り上げましたが、医科医療機関、自治体や各組織・団体など幅広くご活用いただける内容となっております。

東日本大震災以降、本書についての問い合わせが多く寄せられていることから、2011年より第4部「歯科医院のための震災対応マニュアル」のPDFを保険医協会ホームページにて無料公開しております。

石川県保険医協会ホームページ(<http://ishikawahokeni.jp/>)→「出版物の案内」ページ→「石川県保険医協会の出版物」ページにて閲覧できます。

### 第4部「歯科医院のための震災対応マニュアル」掲載内容

#### I. 事前の対策

1. 被害の推測と対策
2. 防災体制の確認
3. 訓練の実施
4. その他、心がけておくこと

#### II. 発生直後の対応(診療中)

1. 揺れているとき
2. 緊急避難時
3. 揺れが落ち着いたら

#### III. 被災後の対応

1. 自院の診療可否の判断
2. 早期復旧への行動
3. 避難所、救護所の応援
4. スタッフの役割分担

#### IV. チェックリストの準備と活用

1. 連絡名簿
2. 予想される被害の把握と対策
3. 防災セットと備蓄品
4. 帰宅困難者の目安
5. スタッフの役割分担
6. 訓練記録
7. 地震発生後一自院診療可否の判断



定価 1,200円(税・送料込み)  
体裁 A4判、103ページ  
発行日 2008年9月1日  
※会員医療機関には1冊無料進呈済

## 持論

自衛隊員の任務の拡大とそれに伴うリスクの上昇。隊員個々の命が危険に曝されるという現実の中、安全保障関連法

が三月二十九日に施行されました。それどころか、現政権はさらなる改憲を目指しているようにも見えます。われわれ保険医協会はこうした改憲に断固反対し、安全保障関連法の廃止を強く主張します。

制限するような改憲を阻止し、ひいては健康権（憲法で保障された生存権）を守り抜く運動の展開を強力に推し進めなくてはなりません。会員のご理解とご協力を切に願うものです。

健康に生きる権利（健康権）は、憲法の基本的人権に由来し、すべての国民に等しく全面的に保障され、何人もこれを侵害することができないものであります。本来、国・地方公共団体、さらには医師・医療機関などに

## 自衛隊員の「健康権」守れ 安保法施行で戦傷リスク高まる

健康権の確立を大前提に、診療報酬の改善要求を通じて健康権の推進に資することが活動目標です。健康権とは全ての個人を庇護すべきものです。それは自衛隊員と言えど例外ではありません。安全保障関連法の下、戦

いつたん改憲条項が緩和されてしまえば、基本的人権の制限につながる法案が一層容易に成立するのは明白です。大切にすべき一人一人の命が軽んじられる世を、決して認めるわけにはいきません。今こそ会員一人一人が手を携えて、基本的人権を

安本法成立を受けて、防衛省は密かに有事の際に負傷した自衛隊員の治療の拡充策の検討を進めています。識者からは「安

法によって戦傷のリスクが現実を可能とするもの」までが議論されています。自衛隊員には健康権は認められないのでしょうか。

自衛隊員には健康権は認められないのです。あつてはならないのです。

## 勤務医レコラム 第5回 院長室の思い出

大野 健次 (城北病院・外科)

城北病院の院長になり、九十年が経過した。現在の院長室は、元印刷屋さんだったと思うが、廃業した業者の建物を城北病院が十五年ほど前に購入したものである。

十四年前の城北病院の北棟建設のリニューアルのときに壊される予定だったが、当時資金が足り

りなくなり、この三階建てのボロボロのビルを壊さずに、管理棟として使用する事になった。ここに、院長・事務長・副院長・清掃のダスキンさんが入り、それに会議室を備えている。副院長時代を含めると、この廃墟のようなビルの住人として十四年間お世話になったことになる。

## パンフレット「そうだったのか! TPP」を同封しました

今年2月に12カ国でのTPP協定に関する署名が行われ、政府は4月から批准審議を本格化しています。公開テキストの検証を行っている「TPPテキスト分析チーム」により、TPPの問題点をまとめたパンフレットが発行されたので、会員へお送りいたします。ぜひ一読ください。



### 薬価が高騰、製薬大企業の思うがままに?





# 川崎病は どこから来る?

中村 常之 (金沢市・小児循環器内科)

小児科医以外の先生は、「川崎病って何?」「川崎病って珍しい疾患じゃないの?」と思うかもしれませぬ。でも、日本国内で年間一万人以上の新しい川崎病患児が診断されており、一年に百人程度の川崎病のお子さんが県内の基幹病院に入院しています。小児科医にとって、三歳未満で、数日間におわって発熱しているお子さんを診察したとき、真っ先に頭に浮かぶ疾患の一つに川崎病が挙げられます。この疾患の名前の由来でもある川崎富作先生が、川崎病について最初に報告されたから約五十年が経過しましたが、未だにその原因は明らかではありません。

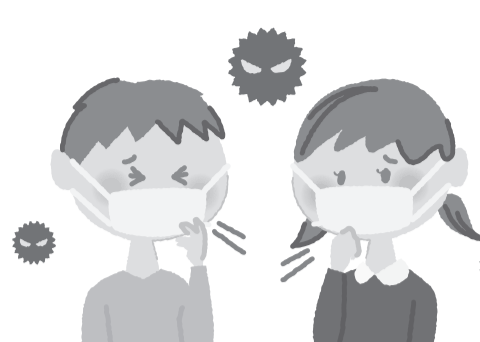
川崎病の原因に関しては、未だ明らかではないのですが、一昨年スペインの先生が一本の論文を報告しました。本邦の川崎病患者の発生に、季節風が関与している可能性を示唆する内容で、中国からの物質が影響しているとの考察でした。この考えは、ある意味斬新で、今まで考えたことのない発想の論文です。この論文は、新聞雑誌に取り上げられ、外来で川崎病を診察する私にも患者家族からの問い合わせが多く来しました。しかしながら、日本人研究者はこの考えに対して否定的なようです。日本川崎病学会の運営委員会の席上で、「分析方法が間違っている」「川崎病の小流行性の特徴を説明出来ない」などの多くの意見がありました。私自身も、周囲の川崎病の発生を見る限り、肯定的に考えることは

できませんが、完全に否定している医師の間では、川崎病の発表後、富山大学附属病院・小児科の市田路子先生の紹介で、今回の論文筆頭著者であるスペインの Xavier Rodó 先生と、アメリカの川崎病研究者の権威の一人であるサンディエゴの Jane C Burns 先生からメールをいただき、季節風で運ばれる物質、川崎病の発生日時(石川、富山県内基幹病院の小児科医の先生に協力してもらいました)、場所との関連を検証することにしました。現在、検証は二年目に突入していますが、まだその結論は出ていません。

さて、ここ数年、自分の留学経験あるいは講演依頼で、アメリカおよび中国における川崎病診療の実態を体験することが出来ました。アメリカの川崎病の発生頻度は十分の程度、中国においては全国調査どころか、どの地域においても発生頻度は把握されていません。日本がいかにかしっくりと診断しているか、また、その発生頻度を把握し、治療の精度も非常に高いことがわかります。日本では近年、ほぼ五日以内で診断し、適切な治療を行

い、ほとんどが後遺症なく退院していくのが普通ですが、アメリカや中国では診断するまでの時間を要し、未だに冠動脈瘤の合併頻度が多く、死亡などの不幸な転帰をきたす患児がいることを追記しておきます(論文の統計だけで判断するのは、実際に見てくるのでは大きなギャップがあります)。

季節風がどのように川崎病の発生に絡んでくるのか、または以前のように何らかの感染症が原因なのか、近いうちに報告されるかもしれません。川崎病を



## 社会保障セミナー シンポジウム 認知症と人権～当事者主権の認知症ケア～

とき 2016年5月29日(日)  
午後1時～午後3時

ところ ホテル金沢  
2階ダイヤモンド

参加費 無料

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。  
主催 石川県保険医協会

**講師** ◆樋口 直美氏  
(レビ-小体病と共に生きる本人、  
「私の脳で起こったこと」著者)

**パネリスト** ◆井上 英夫氏  
(金沢大学名誉教授)

◆相山 馨氏  
(富山国際大学 子ども育成学部准教授)

◆大川 義弘氏  
(城北クリニック院長)

よく知っている先生もそうでない先生も、もし新聞でそのようなニュースが出たとき、興味を持って見てもらうと面白いと思います。

文献  
(1) Tropospheric winds from northeastern China carry the etiologic agent of Kawasaki disease from its source to Japan.  
Rodó X, Curcoll R, Robinson M, Ballester J, Burns JC, Cayan DR, Lipkin WI, Williams BL, Couto-Rodriguez M, Nakamura Y, Uehara R, Tanimoto H, Morgui JA.  
Proc Natl Acad Sci USA. 2014;111:7952-7957

団体定期保険だから掛金がお手頃! 5/16(月)から普及開始

# グループ保険

死亡・高度障害のみを保障する大型生命保険です

**保障例** 38歳の男性の場合:月払概算掛金5,960円で4,000万円の保障  
38歳の女性の場合:月払概算掛金4,600円で4,000万円の保障

■普及期間 2016年5月16日(月)～6月17日(金)

■グループ保険の主な特長

- ◎お手頃な掛金で大きな保障
- ◎保険金の受取方法が選択可能(一時金または年金)
- ◎1年更新で、毎年保険金の見直しが可能
- ◎剰余金があれば配当金として還元
- ◎告知書扱いで手続きは簡単

■死亡・高度障害保険金額

会員は4,000万円、配偶者は1,000万円、子どもは400万円まで加入できます

■加入資格

申込日現在、健康で正常に就業している、2016年8月1日時点で65歳6カ月までの保険医協会会員本人とその配偶者および2歳6カ月超22歳6カ月までの扶養する子ども

■更新日

2016年8月1日/掛金の振替は7月25日(月)から開始

○普及にあたって、太陽生命・富国生命・明治安田生命の担当者がお伺いします。ご面談くださいますようお願い申し上げます。

○お問い合わせは…石川県保険医協会まで TEL: 076-222-5373 / FAX: 076-231-5156

※詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

太陽一動補一団-27-112

(子どものための囲碁対局)

(子どものための囲碁対局)

(囲碁対局)

「11」のとき、8+3

シリーズ  
原発・いのち・みらい  
その38

保団連 原発問題学習交流会

原発のリスクを再確認

大平 政樹（金沢市・外科）

四月二十四日（日）に東京にて保団連原発問題学習交流会が開かれました。当協会からは大平政樹副会長と武藤一彦理事が参加しました。以下、大平政樹副会長より報告記事が届きましたので、紹介いたします。

熊本地震の被災報告も

久しぶりの新宿。東京はあいにくの雨である。この交流会に参加するのは初めてだ。狭い会議室は参加者で埋もれ、関心の高さがかがわされる。おそらく、一週間余りに発生した熊本地震が川内、伊方原発のリスクを改めてクローズアップしたからだろう。

河合弘之弁護士が講演

最初に、地震発生二日後から保団連より熊本へ派遣された事務局からの報告があった。六時間を費やして到着した熊本市内での、混乱する状況がストレートに伝わってきた。

次いで、野本公害環境対策部長より基調報告があった。①原発再稼働ありきの安倍政権への対峙、②再生可能エネルギーの飛躍的進歩、③国民への宣伝と啓蒙、④裁判所判決の二様性、⑤原子力規制委員会の

今日の講演は、すでに河合弘之弁護士である。論理の緻密さ、巧みな話題展開、すぐに話に引き込まれる。何より彼は熱い。正義と信念の人、こうした人間がリーダーであることが今の日本の救いだ。

講演内容の主旨は以下の通りである。①地震立国である日本の原発のリスクと不採算性、②国土の狭さがもたらす原発事故の破滅的被害（国土の喪失）、③原発ムラに群がる利権の構

希望のある話もあった。「原発推進派は次第に力を失いつつある」「もし、福島原発事故後、反対運動が起これなければ、原発はもっと動いていた」「最終的に日本の趨勢（すうせい）を決めるのは結局国民であり、政治家はそれに従う」と反対運動は決して無駄ではない。

「原発推進派は次第に力を失いつつある」「もし、福島原発事故後、反対運動が起これなければ、原発はもっと動いていた」「最終的に日本の趨勢（すうせい）を決めるのは結局国民であり、政治家はそれに従う」と反対運動は決して無駄ではない。

川内原発からの報告と各地での反対運動報告は午後からの部で・・・字数の関係上、紙面での報告は割愛。

反対運動は無駄ではない

原発が不可欠だとの指摘は神話。自然エネルギーは元手がいらぬ故に、必ずブレイクスルーする。地道な活動は明日に繋がる。驚いたことは、世界で最大の自然エネルギー産出国は中国であることだ。先見の明は中国にあり。これからの課題は福島での被ばく障害の証明と補償を勝ち取ること。今、河合弁護士は「世界の自然エネルギー」の映画制作に奮闘中である。

石川県保険医協会主催

原発・いのち・みらいシリーズ講演会 第11回  
小児外科医等と語る 小児甲状腺がん

福島での小児甲状腺がん「多発」を報告した「津田論文」。それに対して、様々な反論、批判もあがっています。第11回目のシリーズ講演会では、「津田論文」とそれに対する反論——それぞれの主張を、保険医協会 原発・いのち・みらいプロジェクトメンバーの小児外科医・小児科医が紹介します。そのうえで、参加者のみなさんから質疑を受け、意見交換をしながら議論を深めたいと思います。ぜひご参加ください。

無料  
定員80人  
お申込みのうえ  
ご参加ください。

講師 大浜 和憲氏 (小児外科医、石川県保険医協会原発・いのち・みらいプロジェクトメンバー)  
河野 晃氏 (小児科医、石川県保険医協会原発・いのち・みらいプロジェクトメンバー)

とき 2016年6月30日(木) 19:00～20:30ごろ

ところ 近江町交流プラザ 4階 集会室 [金沢市青草町88]

申込方法 ●FAX・電話・Eメールよりお申し込みください。  
●申込締切日/6月27日(月) 定員に達した場合は締め切ります。お早めにお申し込みください。  
※参加証等はありません。定員に達し申し込みを受け付けできない場合等に関し、主催者よりご連絡します。

石川県保険医協会 電話:076-222-5373 FAX:076-231-5156  
Eメール:ishikawa-hok@doc-net.or.jp

寄稿 ザ・日本国憲法

シリーズ(28) 日本は思考停止状態か?

井沢 宏夫 (金沢市・内科)

憲法を逸脱する安全保障関連法案が国会の多数決で成立し、本年3月より施行された。「平和憲法を守ろう!」と国民に訴えてきた日本国憲法9条が、改憲されることもなく破られてしまった。国会の多数決で日本国憲法を逸脱した法律が成立するならば、もはや憲法は機能せず「民主主義、基本的人権、平和主義」を掲げた日本国は死滅し、最高法規の無い「無法」状態となる。

国会周辺や各地で「安保法案反対!」の聲が高まったが、大手新聞やテレビ各局はほとんどニュースとして取り上げず、多くの国民が安保法案の危険性について周知する以前に、安保法案は国会を通過し、日本国憲法の一角が崩壊した。たとえ安倍内閣が退陣しようと、危険な戦争への道筋をつけた法律は生き続け、次の機会を待ち続ける。

なぜ日本国民の多くは憲法を逸脱した法律に対して、強い抗議の意思表示を示さないのか? 国民は本当に知らなかったのだろうか?

二十世紀初めの中国で、同胞が外国軍人により公開で斬首されるのを中

国人群众が無気力に遠まきに眺めている写真がある。魯迅が書く痛烈な同胞に対する批判の文章は鋭い。第二次世界大戦時、ナチスドイツの親衛隊によってユダヤ人たちは数千人単位で絶滅収容所へ輸送されたが、ユダヤ人たちは逃亡や抵抗もせず、わずか数百人のドイツ兵の言うなりに貨物列車に詰めこまれ焼却炉へと向かった。

今、日本は、日本国憲法の機能を失い、民主主義が否定され、戦争と人権抑圧への不気味な道を進んでいる。現代の日本人は、二十世紀初頭の無気力な中国人や、逃亡も抵抗もせず強制収容所へ輸送されたユダヤ人たちに共通した「思考の停滞・停止」状態にありはしないか? 消費税が10%に上がる程度の財布の算段ではない。

もともと、日本の民主主義を支える社会基盤は脆い。なぜなら、民主主義は敗戦後に導入された制度にすぎないからだ。近代欧米諸国の民主主義の発展過程は、神権をかざす王権に対する市民階層の血みどろの苦闘の上での「人民の民主主義」であり、アメリカの独立戦争やフランス革命など歴史の積み重ねの上の民主主義である。日本人の民主主義に対する認識の浅薄さに、歴史の浅さを自覚する。

日本国憲法第12条を、読んでください。

日本国憲法・第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

「ザ・日本国憲法」の原稿を募集しています

本コーナー「ザ・日本国憲法」の原稿を募集しています。会員の皆様の忌憚のないご意見をお送りください。原稿はメールまたはFAXなどでお送りください。字数は600字～1200字程度でお願いします。(編集部)

# 2016年度 診療報酬改定情報

2016年度診療報酬改定について、厚労省より3月31日に「疑義解釈資料 (その1)」や訂正通知が発出され、その内容を反映した医科テキスト『新点数運用Q & A』、歯科テキスト『歯科保険診療の研究』をすでにお送りしたところです。

その後、4月25日に発出された「疑義解釈資料 (その2)」にて、新たな解釈等が示されており、多くの会員医療機関に関わるとされる箇所等を、以下ご紹介いたします。

なお、厚労省からは今後も訂正通知・疑義解釈資料が発出されることが予想されます。最新の情報は厚労省ホームページ「平成28年度診療報酬改定について (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106421.html)」や、保団連ホームページ「2016年度診療報酬改定特集 (http://hodanren.doc-net.or.jp/iryokankei/16kaitei/index.html)」にてご確認ください。

また、それに伴いまして医科テキスト『点数表改定のポイント』『新点数運用Q & A』、歯科テキスト『2016年改定の要点と解説』『歯科保険診療の研究』の正誤表・追補表が保団連ホームページ (http://hodanren.doc-net.or.jp/books/060221tensuu.html) に随時更新されますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 医科

(再診料・認知症地域包括診療加算)

**質問** 認知症地域包括診療加算について、「同月に、当該保険医療機関において 以下のいずれの投薬も受けていないもの」が要件とされているが、各月の最初の受診(再診)で投薬を受けていなければ必ず算定できると解釈されるのか。また、月の初回の受診時には算定要件を満たしていたが、その後、同月内の受診で算定要件を満たさなかった場合の扱いはどのようになるか。

**回答** 各月の最初の受診(再診)については、それ以前の投薬に関し当該受診の日まで薬剤数に関する要件を満たしている場合に限り、算定できる。月の初回の受診時に算定要件を満たしていたが、その後、薬剤数が増えたため算定要件を満たさなくなった場合には、その日からは当該加算を算定できないが、同月内の過去の受診に遡って加算を取り消す必要はない。  
※この厚労省疑義解釈により、『新点数運用Q & A』9ページの質問10、質問11を削除します。

(在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料)

**質問** 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料について、処方せんを交付しない場合の加算が創設されたが、当該月に処方を行わない場合にも算定できるか。

**回答** 算定できない。

※この厚労省疑義解釈により、『新点数運用Q & A』46ページの回答81②は「算定できない」に訂正いたします。

(検査・鼻咽腔拭い液採取)

**質問** その他の検体採取の「6」鼻腔・咽頭拭い液採取について、同日に複数検体の検査を行った場合、検査の検体ごとに算定は認められるか。

**回答** 1日につき1回の算定となる。

※この厚労省疑義解釈により、『新点数運用Q & A』74ページの質問33は削除します。

(リハビリテーション料)

**質問** 疾患別リハビリテーション料の施設基準に基づいて専従配置された理学療法士等が、回復期リハビリテーション病棟入院料、又はADL維持向上等体制加算の施設基準に基づいて別の理学療法士等が専従配置された病棟でリハビリテーションを提供した場合、疾患別リハビリテーション料は算定できるか。

また、回復期リハビリテーション病棟入院料、又はADL維持向上等体制加算の施設基準に基づいて病棟に専従配置された理学療法士等が、当該病棟の入院患者に対し当該病棟以外の場所でリハビリテーションを提供した場合、疾患別リハビリテーション料は算定できるか。

**回答** いずれも算定できる。

(入院基本料等加算・認知症ケア加算)

**質問** 認知症ケア加算1の認知症ケアチームは、週1回以上、各病棟を巡回することとなっているが、巡回の際、当該チームメンバー全員で行う必要があるか。

**回答** 全員揃っていることが望ましく、少なくとも看護師を含め2名以上で巡回することが必要である。

(入院基本料等加算・退院支援加算1)

**質問** 退院支援加算1の施設基準において、当該医療機関の退院支援・地域連携担当者として、20以上の連携保険医療機関等の職員が年3回以上面会することとされているが、他の20以上の連携保険医療機関等の職員と、会合や研修等で一同に会すれば、当該要件を満たすこととなるか。

**回答** それぞれの連携保険医療機関等の職員と、直接対面して業務上の意思疎通を行うことが必要であり、会合や研修で一同に会することでは、当該要件を満たすことにならない。なお、退院支援において数か所連携保険医療機関等と退院調整の打ち合わせを行う等の場合には、全ての連携保険医療機関等の職員と相互に十分な意思疎通を図ることができれば、それぞれの連携保険医療機関等の職員と面会したものと扱えることができる。

※この厚労省疑義解釈により、『新点数運用Q & A』199ページの回答54を以下の通り訂正します。

①の場合は、各々の連携保険医療機関等と合計3回以上面会していればよい。②の場合は、それぞれの連携保険医療機関等の職員と直接対面して業務上の意思疎通を行う必要がある。③の場合は、すべての連携保険医療機関等の職員と相互に十分な意思疎通を図ることができれば、要件を満たす。

(入院基本料等加算・感染防止対策加算)

**質問** 感染防止対策加算において、感染制御チームによる1週間に1回程度の院内巡回が施設基準として規定されたが、①院内の巡回は施設基準で定められている構成員全員で行う必要があるのか。②院内巡回は、毎回全ての部署を回らなければならないのか。

**回答** ①全員で行うことが望ましく、少なくとも2名以上で行うこと。②必要性に応じて各部署を巡回すること。なお、各病棟を毎回巡回することとするが、耐性菌の発生状況や広域抗生剤の使用状況などから、病棟ごとの院内感染や耐性菌の発生のリスクの評価を定期的に行っている場合には、少なくともリスクの高い病棟を毎回巡回し、それ以外の病棟についても巡回を行っていない月がないこと。患者に侵襲的な手術・検査等を行う部署についても、2月に1回以上巡回していること。

※この厚労省疑義解釈により、『新点数運用Q & A』196ページの回答37も上記と同じ記載に訂正します。

① ⑦6⑤ブリッジの6]ポンティックのみを除去した場合

② ⑦6⑤ブリッジをすべて除去した場合

③ ⑦65④ブリッジをすべて除去した場合 (第一小臼歯は全部金属冠)

**回答** ①ポンティック1歯の除去となり、「困難なもの」32点×1の算定となる。  
②全部金属冠2歯及びポンティック1歯の除去となり、「困難なもの」32点×3の算定となる。  
③全部金属冠2歯及びポンティック2歯の除去となり、「困難なもの」32点×4の算定となる。

(その他)

今次改定でカルテ記載を求める項目が増えていきますのでご注意ください。詳しくは、『2016年歯科改定の要点と解説』、『歯科保険診療の研究2016年4月版』で確認ください。

## 歯科

(「歯冠修復物または補綴物の除去」に係る取り扱いについて)

4月25日に発出された疑義解釈の間10で、ブリッジの除去の考え方が大きく変わりました。今までは、ブリッジの除去に際しては、支台歯部分の除去数とポンティック部分の「切断箇所」の箇所数で考えていましたが、今後は切断箇所に係わらず、支台歯部分およびポンティック部分の除去した歯数分で算定していくことになりましたので、ご注意ください。

疑義解釈 (その2) の該当部分

**質問** 歯冠修復物又は補綴物の除去において、「ポンティックのみの除去」の算定方法が変更になったが、例えば次のような場合はどのような取扱いとなるのか。

# 平成28年熊本地震被災者の窓口負担について (2016年4月30日現在)

平成28年熊本地震の被災者の窓口負担等について、厚労省より事務連絡等が発出されています。熊本地震被災者の方が石川県へ避難し、医療機関に来られた場合、**窓口負担免除**で受診できます(入院時の食事負担については対象外です)。また、**保険証をお持ちでない場合**でも、医療機関で診療を受けることができます。

窓口負担免除の対象は①～⑤のいずれかに該当する方です。医療機関窓口で確認ください。

- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

紛失などにより保険証をお持ちでない場合は、以下の事項を確認します。

- ◆お名前、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所および連絡先(電話番号など)を窓口で確認。
- ◆国民健康保険または後期高齢者医療の方については、お名前、生年月日、住所及び連絡先(電話番号等)を、国民健康保険組合の方の場合は、加えて組合名を確認。
- ◆公費負担医療の受給者の方で、受給者証等を紛失あるいは家庭に残して避難しているなどの場合は、お名前、生年月日、住所および連絡先(電話番号等)のほか、公費の各制度の対象者であることを確認。

◆なお、この内容は2016年4月30日現在での取扱いです。厚労省発出の事務連絡等については保団連ホームページの「平成28年熊本地震特集 (http://hodanren.doc-net.or.jp/jisin/16kj/)」に掲載しています。そのほか、お問い合わせは石川県保険医協会までご連絡ください。

石川県保険医協会

電話 076(222)5373 FAX 076(231)5156  
E-mail ishikawa-hok@doc-net.or.jp

# 加賀より ごきげんよう

## 第3回(8回シリーズ) 元気の秘訣は ジム通い

浜野 純也 (小松市・歯科)

### 小松のおすすめ 色々あれども

小松市で歯科医院を開業している浜野純也です。このたび、保険医協会から「加賀よりごきげんよう」というタイトルでの原稿依頼を受け、投稿させていただきました。

あらためて小松のおすすめスポットを考えてみますと、B級グルメでは特に塩焼きそば、餃子、小松うどん、加賀棒茶、食べ物以外では、四月号に勝木保夫先生が紹介されたお祭りや子供歌舞伎、寺井の九谷祭り、ディーブなハニベ巖窟

### 二十八年間 通い続けて

院などがあります。どれにしようかいろいろ悩みましたが、小松に戻って二十八年間、飽き性の私に仕事以外に唯一続いている魅力あるスポットを紹介したいと思っています。

それは、仕事が終わって一日の疲れを癒すため、体力を衰えさせないため、健康維持のため、いろんな理由で通っている場所、小松市の山手にある北陸体力研究所ダイナミックです。大阪で勤務医をしていた八年間、いろんなジムを体験



私(写真左)の横に写っている女性は、私を担当しているインストラクターの名倉さん。彼女もここに入社した時から知っています。金沢大学教育学部出身だそうです。びっくりしました。私の顔がにやけています。やらせてすぐわかりますね。

### 健康は積み重ね

私自身、メデイカルチェックを受けず、我流で

十八年前から知っているスタッフも何名かいて、そんなスタッフが多く残っているのはとても心強いです。これだけのスタッフをそろえたジムは全国を探しても無いと思います。二十八年間、毎晩のようにお会いするジムの会員の方も数多くいらっしやいます。皆さんそれぞれに歳を重ねられていますが、元気です。特に女性はすごいです。女性の時代というのがジムにいるとよく分かります。



今まで頑なにマイペースを守ってきましたが、昨年、初めてメデイカルチェックを受け、トレーニングのアドバイスや管理栄養士からの食事のアドバイスをいただき、それを元にトレーニング方法を変えました。二ヶ月経ったところから体型が変わってきました。「二十六年間、何をやってたんやムがあるんですよ。」

「ろう」と後悔しました。何か疑問に思ったときでも、常に何名かのインストラクターがいて、すぐに的確なアドバイスがもらえるので助かります。定期的に運動を続けることが元気の秘訣だと思っています。還暦を過ぎた今、元気で洒落たジジイを目指し、彼らのサポートの元、ジム通いを続けるつもりです。甘党の私ですが、今は月二回のフルーツパフェががんばったご褒美です。糖質制限や過度なトレーニングではなく、毎日の積み重ねなのでライザップより健康的だと思っています。小松の田舎にこんなジムがあるんですよ。」

## 原稿募集中

趣味や旅行記、医療・福祉に関してや平和、環境問題についてなど、会員寄稿をお待ちしています。編集部までご連絡ください。076(222)5373

## 会員リレーエッセー

◆◆200◆◆

### ふるさと納税のススメ

大平 政樹(金沢市・外科)

ふるさと納税が旬である。皆さんも一度は耳にしたことがあるだろう。この制度の趣旨は「経済格差に苦しむ自治体に対してその是正を図る」というものだ。その実際は一言で言うと、納税先の変更である。

内容はそれこそ盛り沢山だ。果物、野菜、海産物、お肉などの地元食料品が最もポピュラーだが、最近ではSurface Proとか、カメラとか・・・そこまでやるかという感もある。移転できる納税額の割合には上限が設定されているが、当然高額納税者ほどの額も増え、お礼も高額となる。ぶっちゃけた話、こっちで払っていた物をあっちで払うという話だから、払う側の懐は全く痛まない(手数料に相当する一部負担金三千円というのがある)。一方、黒字になった自治体の分だけ、赤字の自治体が生まれるのが根拠である。赤字のほとんどは都会に集中しているが、おそらく金沢市も赤字自治体に属するだろう。

制度の是非はさておき、この制度は殊の外面白い。私は石垣島フリークである。早速ネットで調べてみる。石垣市役所のホームページには「ふるさと納税特設サイト」まである。季節の野菜、ジュース、マンガーなど、目移りする。でも、本当の楽しみは大好きな石垣島を応援することだ。「自然を守る」「伝統芸能を守る」自分の納税を何に使うか、自由を選択できるのだ。お礼をもらって、好きな街にちよつと良いことをして・・・密かな満足感を持つてる。ふるさと納税は利用者の気持ち次第で育っていくものではないか? そんな気がする。

## SUDOKU

3				2		7	
		5	1				4
	2			5		1	
	9						2
		4		1		9	
6							5
		1		7			8
9					6	4	
		7		2			5

## 数独

二重枠(2つあります)に入った数字の合計はいくつになるでしょう。

- 【ルール】
- ①空いているマスに、1から9までの数字のどれかを入れます。
  - ②タテ列(9列あります)、ヨコ列(9列あります)、太線で囲まれた3×3のブロック(それぞれ9マスあるブロックが9つあります)のどれにも1から9までの数字が1つつ入ります。

(答え3面)  
パズル制作/ニコリ

## 将棋

初級編

■出題 九段 西村一義

6	5	4	3	2	1
		香	王	将	
		金			
			歩		
			銀		

(ヒント) 初手がポイントです。(10分で1級)

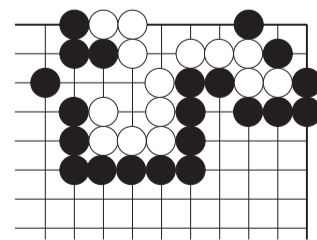
(解答は3面にあります)

## 囲碁

初級編

■出題 九段 石樽郁郎

黒先 7分で1,2級以上  
(ヒント) ダメヅマリにして白を仕留めます。



(解答は3面にあります)

持駒 角金金桂